

取組状況・成果

＜生活困窮者の自立支援の推進＞

・平成27年4月施行された生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困っている方からの相談に対応する「生活支援相談窓口」を開設し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給及び就労準備支援事業等の各種支援事業を実施しました。また、支援にあたっては、一人ひとりの状況に応じた自立支援計画を作成し、関係機関等と連携して、各種支援事業を効果的に活用した包括的で寄り添い型の支援を行い、生活困窮者の自立支援を推進しました。

＜生活保護受給者の自立支援の推進＞

・最後のセーフティネットとして生活保護制度により最低限度の生活を保障するとともに、個々の生活保護受給者の状況把握を適切に行い、専門的な知識を持つハローワークや民間、就労支援員等と連携し、支援対象者に対して「経済的自立」を目指した就労支援を実施しました。また、「日常生活自立」「社会生活自立」を図るためにNPOと連携し、支援対象者の基本的な生活習慣を確立するとともに、小・中学生が健全な学校生活を送れるよう、きめ細やかな自立支援を行いました。

＜ホームレスの自立支援の推進＞

・「ホームレスの自立支援等に関する推進計画」に基づき、ホームレスに対する総合的な相談や就労支援等、ホームレス一人ひとりにあったきめ細やかな自立支援を行いました。継続的な取組みにより、新宿区のホームレス数は大きく減少しました。また、元ホームレスの生活保護受給者に対して、社会資源の活用、地域生活の安定促進をきめ細やかに、再び路上生活に戻らないよう支援をしました。

現状・課題

＜生活困窮者の自立支援の推進＞ ＜生活保護受給者の自立支援の推進＞

・毎日の生活の中で、または長い人生において、誰もが障害や疾病、高齢化、失業等による生活困窮などにより、一人ひとりの努力だけでは解決できず、何らかの支援を必要とすることがあります。自立して生活することが困難な状況に陥った人々に対し、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな対応が必要です。

・失業等により生活困窮している人は、経済的な問題のみならず社会的な孤立や医療問題など複合的な課題を抱える場合があり、本人だけではなく世帯全体の問題として解決していく必要があります。

＜ホームレスの自立支援の推進＞

・ホームレス数は減少傾向にありますが、ホームレス問題は、単に公園や道路等から退去するだけでは根本的な解決には至りません。ホームレスの自立に向けて、それぞれの態様、段階に応じた総合的な支援を行うことが必要です。

目指すまちの姿・状態

障害や疾病、高齢化、失業等による生活困窮など様々な境遇にあっても、区民一人ひとりが尊重され、地域の中で自立した生活を営み、その人らしく安心して心豊かに暮らし、ていけるまちをめざし、区はセーフティネット機能の充実を積極的に図っていきます。

施策の方向性

＜生活困窮者の自立支援の推進＞

・生活に困窮している人に対し、生活保護受給に至る前の段階で、自立に向けた支援を行うことによって、問題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図り、重層的なセーフティネットを構築します。また、生活困窮者への支援を通して、様々な分野の社会資源の連携を促進し、生活に困窮している人を早期に把握し、多様で複合的な課題を解きほぐしながら、本人の状況に応じて必要な支援を行うことにより、生活困窮状態からの脱却を図ります。

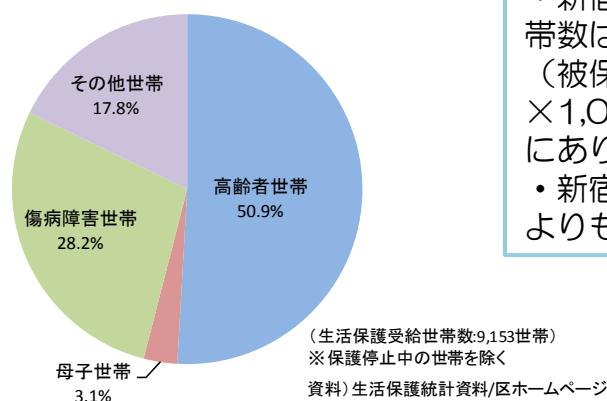
＜生活保護受給者の自立支援の推進＞

・最後のセーフティネットとして生活保護制度が機能し、すべての区民が個々の状況に合わせて自立し安定した生活を送れるよう、就労や地域への社会参加などそれぞれの人に合ったきめ細やかな支援を行います。

＜ホームレスの自立支援の推進＞

・ホームレスに対しては、国や東京都及び他の特別区、地域住民、NPO等と連携を深め、路上生活からの脱却を促すため、粘り強く支援を行います。また、個々の状況に合わせたきめ細やかな就労支援、生活支援を行い、元ホームレスの再路上化を防止していきます。

（図表1）類型別生活保護受給世帯割合（平成27年3月）



生活保護受給世帯の内訳をみると、高齢者世帯50.9%と約半分を占めています。

・新宿区の生活保護受給世帯数は微増傾向、保護率（被保護人員÷全人口×1,000）は、横ばい傾向にあります。

・新宿区の保護率は東京都よりも高い水準です。

（図表2）新宿区の生活保護受給世帯数と、新宿区・東京都の保護率の推移

